

平成十年国家公安委員会規則第十三号

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第八項及び第三十四条の三第二項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則を次のように定める。
（教習の科目の基準の細目）

第一条 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号から第三号までに掲げる事項

二 大型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するAT大型免許（以下「AT大型免許」という。）を除く。）及び中型免許（同項第二号に規定するAT中型免許（以下「AT中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項

三 AT大型免許及びAT中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

四 準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）並びに別表第二第一号から第三号までに掲げる事項（同表第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）に係る教習事項を除く。）

五 準中型免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するAT準中型免許（以下「AT準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

六 AT準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

七 普通自動車免許（以下「普通免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第二第一号から第三号までに掲げる事項

八 普通免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するAT普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

九 AT普通免許に係る応用走行 別表第二第四号から第九号までに掲げる事項

十 大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）及び普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第三第一号から第三号までに掲げる事項

十一 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応用走行 別表第三第四号から第七号までに掲げる事項

十二 大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）及び普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第四第一号、第二号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第三号に掲げる事項

十三 大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十四 中型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するAT中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第六号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十五 AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（AT中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する大型免許（AT大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

二 現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型免許（AT大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三 現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（AT大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

四 現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT大型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

五 現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

六 現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

七 現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

八 現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT中型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

九 現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項

十 現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

十一 現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項十二 現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十三 現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十四 現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対するＡＴ準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

十五 現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十六 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行 別表第三第一号から第三号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）

十七 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行 別表第三第四号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

十八 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十九 現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十 現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十一 現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十二 府令第三十三条第一項第二号に規定する学科教習（以下「学科教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科（一） 別表第五第一号に掲げる事項

二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科（二） 別表第五第二号から第四号までに掲げる事項

三 大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）に係る学科（一） 別表第五第一号に掲げる事項

四 大型特殊免許に係る学科（二） 別表第五第四号に掲げる事項

五 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科（一） 別表第六第一号及び第二号に掲げる事項

六 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科（二） 別表第六第三号から第五号までに掲げる事項

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項

二 現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項

三 現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項

四 現に大型特殊免許を受けている者（前号又は次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識

五 現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者（第三号に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識

六 現に普通自動車を運転することができ免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

七 現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じ設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）

九 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）又は牽引自動車第二種免許（以下「牽引第二種免許」という。）のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項

十 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識

（教習時間の基準の細目）

第二条 府令第三十三条第一項に規定する技能教習及び学科教習の教習時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

一 大型免許又は中型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第七号に掲げる事項に係る教習を二時間並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

二 大型免許又は中型免許に係る学科（二）（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

三 準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項に係る教習を三時限行うこと。

四 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

五 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五時限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

六 準中型免許に係る学科（二）（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

七 準中型免許に係る学科（二）（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

八 準中型免許に係る学科（二）（現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を二時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を一時限行うこと。

九 普通免許に係る応用走行 別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十 普通免許に係る学科（二）別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十一 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る応用走行（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第三第六号に掲げる事項に係る教習を二時限行うこと。

十二 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第二号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識に係る教習を一時限行うこと。

十三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十四 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科（二）（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第六第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

十五 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科（二）（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

（教習方法の基準の細目）

第三条 府令第三十三条第五項第一号ハ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第八号に掲げ

る事項の一部について行う教習であつて、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験することによるもの（以下「眩惑等体験教習」という。）

二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第八号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習

2 府令第三十三条第五項第一号ニ（府令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第十号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項、別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）並びに同表第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（別表第一第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

五 普通免許に係る技能教習 別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）同表第五号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）及び同表第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第十号に掲げる事項に係る教習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第四第七号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）

3 府令第三十三条第五項第一号ホ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げ

- る事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）
- 四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号及び第七号から第九号まで並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（別表第一第七号及び別表第二第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）
- 五 普通免許に係る技能教習 別表第二第五号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）及び同表第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）
- 六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習
- 七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）
- 府令第三十三号第五項第一号又（府令第三十四号の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 一 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号に掲げる事項に係る教習
 - 二 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号、第六号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重が貨物自動車運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習（次項において「荷重教習」という。）に限る。）
 - 三 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習
 - 四 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習
- 府令第三十三号第五項第一号ル（府令第三十四号の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重教習に限る。）
 - 二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習
 - 三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習
- 府令第三十三号第五項第一号ヲ（府令第三十四号の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

- 一 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習
- 二 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習
- 三 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習
- 四 ＡＴ大型免許又はＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習
- 五 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第二第三号に掲げる事項
- 六 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習
- 七 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習
- 八 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習
- 九 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）
- 十 ＡＴ準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第二第三号に掲げる事項に係る教習
- 十一 ＡＴ準中型免許に係る応用走行（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習を除く。）別表第一第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第六号に

掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

十三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る基本操作及び基本走行 別表第四第三号に掲げる事項に係る教習

十四 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十六 中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十七 中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十八 中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十九 ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十 ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七 府令第三十三条第五項第一号ワ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習とする。

八 府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

三 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲

げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。次号、第六号、第九号、第十号及び第十三号において同じ。）

四 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五 中型第二種免許又はＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ第五号に掲げる事項に係る教習

六 中型第二種免許又はＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者又は現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

八 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

九 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項、同表第五号に掲

十一 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲

げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限る、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十四号において同じ。）

十二 A T 準中型免許に係る技能教習（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十三 A T 準中型免許に係る技能教習（現に A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習

十四 A T 準中型免許に係る技能教習（現に A T 普通免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習

十五 普通免許（A T 普通免許を除く。）に係る技能教習 別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限る、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。次号において同じ。）

十六 A T 普通免許に係る技能教習 別表第二第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十七 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。）

十九 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

二十一 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十二 A T 中型第二種免許に係る技能教習（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十三 A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許に係る技能教習（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条 前条に規定するもののほか、大型免許（A T 大型免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 府令第三十三条第五項第一号二に規定する複教教習の教習時間は、四時限を超えないこと。ただし、現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は三時限を超えないこと。

二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限を超えないこと。

三 府令第三十三条第五項第一号チに規定する模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと。

四 府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用し行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限を超えないこと。

五 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用し行う教習の教習時間は、二時限を超えないこと。

六 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用し行う教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、一時限を超えないこと。

七 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から七時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、七時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）、中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受け、かつ、A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に A T 中型免許、A T 準中型免許、A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者（現に A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に

対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に

対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に

対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に

対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に

対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に

対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に

前項第一号	
中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	A T 中型免許、A T 準中型免許、A T 中型第二種免許若しくは A T 普通第二種免許

[illegible]

前項		次項	
う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じ			
6 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第四項の規定は、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
第一項第一号	四時限	別表第一に掲げる事項にあつては五時限、別表第二に掲げる事項にあつては三時限	普通第二種免許
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	別表第一に掲げる事項にあつては三時限、別表第二に掲げる事項にあつては二時限を超えないこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ三時限又は一時限	別表第一第一号及び別表第二第一号
第一項第三号	別表第一第一号	別表第一第一号及び別表第二第一号	行ふこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行ふこと
第一項第六号	別表第一第九号	別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）
第一項第七号	七時限	普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）	普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）
中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に		四時限	
普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者		四時限	

前項		第六項	
中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許		八時限	
普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許		減じた時限数	
減じた時限数		別表第一第二号又は別表第二第二号若しくは第三号行ふものとし、当該無線指導致置による教習の教習時間は、別表第一第二号に掲げる事項に係る教習にあつては一時限、別表第二第二号又は第三号に掲げる事項に係る教習にあつては三時限（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと	
7 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第四項に規定するもののほか、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行ふものとする。		8 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第四項及び前項の規定は、ＡＴ準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第一項第一号	四時限	別表第一に掲げる事項にあつては五時限、別表第二に掲げる事項にあつては三時限	別表第一に掲げる事項にあつては五時限、別表第二に掲げる事項にあつては三時限
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	別表第一に掲げる事項にあつては三時限、別表第二に掲げる事項にあつては二時限を超えないこと。ただし、現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に	別表第一に掲げる事項にあつては三時限、別表第二に掲げる事項にあつては二時限を超えないこと。ただし、現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に

	前項 第二号及び 第四号	中型第二種免許又は普通第二種免許 は普通第二種免許 は普通第二種免許 普通第二種免許	普通第二種免許
前項 第五号	行う教習	行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	
前項 第六号	中型第二種免許又は普通第二種免許 三時限	普通第二種免許 七時限	
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許 教習にあつては、一時限 減じた時限数）	普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）
14	第十二項の規定（第三号を除く。）は、AT中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第十二項第一号	中型第二種免許若しくは普通第二種免許	AT普通第二種免許	
第十二項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	AT普通第二種免許	
15	第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第十二項第一号	現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受け ている者に対する教習又は現に	現に	

	若しくは普通免許 者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。） それぞれ一時限又は三時限	又は普通免許 者 三時限 四時限 七時限
第十二項 第二号	四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）	四時限
第十二項 第六号	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）
16	第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、AT普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第十二項 第一号	現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習 又は現に 若しくは普通免許 者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。） それぞれ一時限又は三時限	現に 又は普通免許 者 三時限 四時限 時限数
第十二項 第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数
第五條	第一条、第二条及び第四条の規定は、府令第三十四条の三第二項の国家公安委員会規則で定める教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目について準用する。	
附則	この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成十年総理府令第三十号）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。	
附則（平成一四年四月二六日国家公安委員会規則第二二号）	（施行期日） この規則は、平成十四年六月一日から施行する。	
2	この規則の施行の際現に指定自動車教習所において道路交通法施行規則及び自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十四号）による改正前の道路交通法施行規則第三十三条第一項に規定する教習を受けている者に対する教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、改正後の指定自動車教習所等	

車に相当する準中型自動車及びAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動

型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。
（）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第二条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第二条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第二条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。（大型免許に関する経過措置）

第四条 指定自動車教習所における大型自動車免許（以下「大型免許」という。）（運転することができ的大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許（以下「ＡＴ大型免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第三条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第三条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第三条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第一条―第四条関係）

- 一 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他貨物自動車の運転に係る操作
 - 二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）、路端における停車及び発進、隘路への進入その他の貨物自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）
 - 三 急ブレーキによる停止を行うための走行
 - 四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で貨物自動車に係るもの（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）
 - 五 方向変換及び縦列駐車
 - 六 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における貨物自動車の運転に係る走行
 - 七 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行
 - 八 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行
 - 九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行
 - 十 地形その他の地域の特性に応じた貨物自動車の運転に係る走行
- 別表第二（第一条―第四条関係）
- 一 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第三号に掲げる事項を除く。）
 - 二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第九号までに掲げる事項を除く。）
 - 三 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行
 - 四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）
 - 五 方向変換、縦列駐車及び急ブレーキによる停止を行うための走行

六 運転車が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行

七 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行

八 高速運転に必要な技能に基づく走行

九 気候、地形その他の地域の特性に応じた走行

別表第三（第一条、第二条、第四条関係）

- 一 取り直し（自動車を押して歩くことをいう。）、自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第三号に掲げる事項を除く。）
- 二 坂道における走行、車両の死角を踏まえた走行、安定を保った走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第七号までに掲げる事項を除く。）
- 三 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行
- 四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第六号に掲げる事項を除く。）
- 五 カーブにおける安全な速度での走行並びに急ブレーキによる停止及び急な方向の変更を行うための走行
- 六 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行
- 七 砂利道における走行その他の安定を保つことが困難な状況における走行

別表第四（第一条―第四条関係）

- 一 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他旅客自動車の運転に係る操作
 - 二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）
 - 三 急ブレーキによる停止を行うための走行
 - 四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）
 - 五 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転に係る走行
 - 六 時間的余裕がない場合における旅客自動車の安全な運転に係る走行
 - 七 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行
 - 八 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行
 - 九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行
 - 十 地形その他の地域の特性に応じた旅客自動車の運転に係る走行
- 別表第五（第一条、第二条関係）
- 一 法第八十八条の二十八第四項各号に掲げる事項であって、別表第一第一号から第三号まで、別表第二第一号から第三号まで及び別表第三第一号から第三号までに掲げる事項に関するもの
 - 二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識
 - 三 応急救護処置
 - 四 前三号に掲げるもののほか、運転に必要な適性の自覚に関すること、交通事故の実態の理解に関することその他自動車の運転に必要な知識
- 別表第六（第一条、第二条関係）
- 一 法第八十八条の二十八第四項各号に掲げる事項であって、別表第四第一号から第三号までに掲げる事項に関するもの

-
- 二 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識
 - 三 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識
 - 四 応急救護処置
 - 五 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関すること、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関することその他の旅客自動車の運転に必要な知識
-